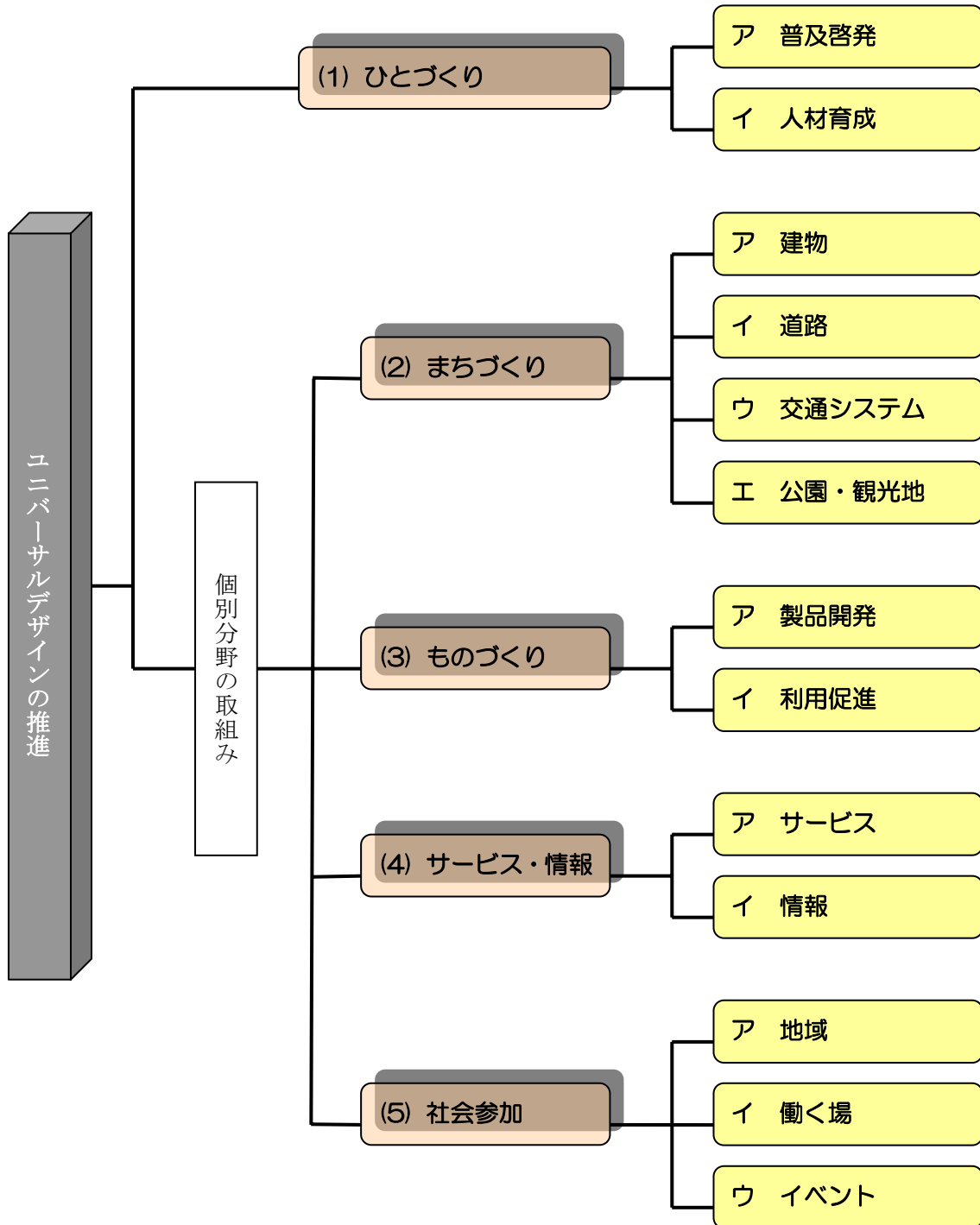


## 第3章 いわき市の取組み

### 1 5つの取組分野

この指針で目指す社会を実現するため、「ひとづくり」、「まちづくり」、「ものづくり」、「サービス・情報」、「社会参加」の5つの取組分野を定め、分野ごとの現状や課題、取組みの方向、取組みの具体例を示します。

#### 【5つの取組分野】



♣ は巻末参照。

## (1) ひとつづくり

### ア 普及啓発

#### 【現状と課題】

- 平成 17 年度に県が実施した世論調査によれば、ユニバーサルデザインの認知度は県民の約 4 割にとどまっており、周知が進んでいません。
- 平成 18 年度に市職員を対象に実施したアンケートでは、市職員の 66% がユニバーサルデザインの言葉も考え方も知っているとしたものの、ユニバーサルデザインを業務に取り入れていると思うかという問いに対しては、75% の職員が「思わない」と回答しており、ユニバーサルデザインの考え方が自然なかたちで市の業務に取り入れられているとはいえません。
- 高齢者や障がいのある人に対する理解は進んでいますが、依然として偏見や差別があります。一人ひとりの個性や特性を理解し、お互いに思いやり、助け合う「心のユニバーサルデザイン」が求められています。

#### 【取組みの方向】

- 様々なメディアを活用して、ユニバーサルデザインの考え方を紹介する機会を増やします。
- ユニバーサルデザイン事例集・ユニバーサルデザイン実践マニュアルなどの作成や講演会の開催等により、「心のユニバーサルデザイン」を深める取組みを進めます。
- お互いの個性や違いを理解し、様々な人の多様性に気づく心を醸成するため、子どものころからユニバーサルデザインを学習し、体験できる教育環境の整備を進めます。
- ユニバーサルデザインに関する生涯学習の場を提供します。

#### 【取組みの具体例】

- 「広報いわき」やインターネットホームページ等、様々なメディアを活用した普及啓発
- ユニバーサルデザインを様々な分野に定着させるための講演会やシンポジウム等の開催
- ユニバーサルデザインに関するアイデアコンテストを通じた事例の収集・発信

- 高齢者や障がいのある人、外国人への応対等をはじめとした「心のユニバーサルデザイン実践マニュアル」の作成
- ユニバーサルデザインに配慮した市事業を進めていくため、障がいの擬似体験など、市職員の意識改革を図るための研修
- 子どもたちが、いのち・人権を大切に、共に生きる力を育て、豊かな心を育む道德教育の一層の推進
- 「総合的な学習の時間」\* の活用などによる、ユニバーサルデザインについての学習機会の創出
- 市役所出前講座\* にユニバーサルデザインの理解を深めるための学習メニューの取入れ
- NPOなどの民間団体等との協働による、公民館活動など生涯学習の場における、ユニバーサルデザインに関する講座の開催

### UD事例1

#### ネーブルシティかしま(いわき鹿島商店事業所会)

誰もが生活しやすく安全で来やすいまちにしていくことがまちの魅力を高めることにつながっていくとの考えから、ユニバーサルデザインの普及啓発に取り組んでいます。

主催イベント「リバーサイドフェスタ」において、平成15年からユニバーサルデザインのPR活動を行っているほか、専門家を招いての勉強会の開催や、人と車の共生できる使いやすい道路の研究等、その活動は多岐にわたっています。



エブリア駐車場での主催イベントのひとコマ。ピクトグラム※7について説明しています。



UD製品の展示ブース。広く市民に製品を知ってもらう機会を設けています。

注) 事例中「UD」とあるのは、ユニバーサルデザインのことです。(以下の事例についても同じ。)

※7 ピクトグラム 絵文字。デザイン用語の一種で、絵を使った図表のこと。

\* は巻末参照。

## イ 人材育成

### 【現状と課題】

- ユニバーサルデザインを全市で幅広く推進するため、その理念を普及し、または実践活動を率先して行う人材を増やしていく必要があります。
- 様々な分野において、ユニバーサルデザインを推進していく専門家の養成が必要です。

### 【取組みの方向】

- 県等と連携しながら、地域や職場で率先して行動し、活動を広げるリーダーの役割を果たす人材を育成します。
- 大学等と連携して、ユニバーサルデザインに関する専門的知見を持つ人材を育成します。

### 【取組みの具体例】

- 既に主体的に実践活動に取り組んでいる市民や団体、事業者等との連携による、専門的な講座やシンポジウムの開催
- シンポジウムや講座の開催による、指導者やリーダー間のネットワーク化の推進
- ユニバーサルデザインを推進する専門的な人材養成を図るため、大学等の教育機関との更なる連携強化

#### UD事例2

#### いわきNPOセンター

福島県からの委託を受けて、ユニバーサルデザインを推進する人材の養成を目的とした「ユニバーサルデザイン人材養成講座」を平成15年度から実施しています。修了生や講師を中心にユニバーサルデザインの普及啓発を目的とした新しい組織が設立されるなど、その成果が徐々に現れてきました。

そのほかにも、ユニバーサルデザインステップアップセミナーや、フィールドワーク、ワークショップを行うなど、ユニバーサルデザインの推進を担う人材の育成に努めています。



■UDパートナー養成講座  
県のUD推進指針について学んでいます。



■フィールドワーク  
疑似体験を通して、まちのUDをチェックしています。

## (2) まちづくり

### ア 建物

#### 【現状と課題】

- 「ハートビル法」や「福島県人にやさしいまちづくり条例」の施行、「いわき市福祉のまちづくり整備指針」の策定により、新設の公共施設や不特定多数の人が利用する民間施設では、誰でも利用しやすいよう整備された施設が増えてきましたが、比較的小規模な施設や既存の施設では、未だ整備が十分に進んでいません。
- 超高齢社会を迎え、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた住宅の必要性が高まっていますが、市民に十分普及・浸透していないことや、資金面、空間・敷地等の問題で、十分な整備がなされていません。

#### 【取組みの方向】

- 公共施設の整備に当たっては、利用者の意見聴取など、市民の参加を積極的に進めるとともに、「バリアフリー新法」や「いわき市福祉のまちづくり整備指針」等に基づき、引き続き、誰もが安全かつ快適に利用できる施設の整備を進めます。
- ユニバーサルデザインを取り入れた住宅ストックを増やします。
- 建設関係者のユニバーサルデザインに対する知識の普及、向上に努めます。

♣ は巻末参照。

### 【取組みの具体例】

- 公共施設における、段差の解消や、出入りしやすいドアの設置、トイレの改善、手すりの設置、利用しやすい観覧席の配置等
- 公共施設内の案内における、大きな文字や絵文字の使用、外国語表示、音声案内装置などの設備、案内表示などの設置場所の工夫等、施設機能や用途に応じた整備
- 市営住宅における、エレベーターの設置や階段及び住戸内の手すりの設置、通路の確保、段差の解消等、すべての人が容易に移動でき、快適に暮らすことのできる整備
- 民間住宅における、身体機能が衰えた高齢者や障がいのある人が自宅で快適に過ごしやすくするための住宅リフォームの支援
- 県との連携による、建築士や設計・施工業者等、建設関係者のユニバーサルデザインに対する知識の普及、向上

#### UD事例3

#### 公営住宅船戸団地

バリアフリー設計はもちろん、家族構成に応じて間取りを変えられるよう可動壁を採用したり、防犯効果を狙って死角のない開放感のある構造にするなど、ユニバーサルデザインに配慮して設計された市営住宅です。



可動壁を着脱、移動させることによって、様々な間取りに変えることができます。



死角ができないよう、通路の壁が格子になっており開放感あふれる外観となっています。

## UD事例4

### いわき市総合保健福祉センター

高齢者や障がいのある人、子ども連れの親子等が数多く利用する施設であることから、障がいのある人に配慮した屋根付き駐車場や多目的トイレ、車イスの人や子どもでも楽に使用できる高さのカウンター等、本市の公共施設の中でもユニバーサルデザインの考え方が特に活かされている施設です。



施設をはじめて利用する方も分かりやすいように、エントランスホールの中央には、大きな施設案内図を配置しています。



窓口のすぐ脇にベビーベッドやベビーチェアが設置されており、お子様連れのお客さんも安心して相談できます。

## イ 道路（歩行空間を含む）

### 【現状と課題】

- 幅員の拡幅や段差の解消を必要とする歩道があることから、個々の道路の利用状況を勘案しながら、整備改善を検討する必要があります。
- 電柱の地中化など、障害物の除去の必要性がある場所や、道路標識等が十分わかりやすいといえない状況もあります。

### 【取組みの方向】

- 安全に移動できるだけでなく、高齢者や家族連れ等、誰もが快適に利用できる歩行空間の整備を進めます。
- 国、県、市の道路管理者が連携し、利用者の意見を聞きながら、ユニバーサルデザインに配慮した道路整備を進めます。

### 【取組みの具体例】

- いわき駅周辺地区における、「いわき駅周辺地区交通バリアフリー特定事業計画\*」に基づく重点的な整備
- 歩道の拡幅や段差の解消、点字誘導ブロック\*の設置、上下移動の困難性の解消、無電柱化等、誰もが移動しやすい歩行空間の確保
- ベンチや案内表示、ポケットパーク\*\*、木陰、歩行者広場等、誰もが快適に移動できるようにするための整備
- 分かりやすく見やすい道路標識の整備と設置場所の工夫

UD事例5

## やさしい道づくり推進事業

福島県いわき建設事務所では、歩道の拡幅や歩道と車道の段差の解消、歩道内の凹凸の改善、視覚障がい者誘導用ブロックの設置、透水性舗装、支障電柱の移設、休憩スペースの整備等の「やさしい道づくり推進事業」を実施しています。

**■ 国道 399 号（平 平窪地区）**

歩道環境の改善（誘導ブロックの施工・段差の解消・透水性舗装・側溝整備・電柱移設）

  
施工前

➔

  
施工後

※8 ポケットパーク 道路わきや街区内の空き地等、わずかの土地を利用した小規模な公園または休憩所。

\* は巻末参照。

## ウ 交通システム

### 【現状と課題】

- 本市は都市部が分散する多核分散型都市構造をもっており、誰もがまちからまちへ、あるいは郊外からまちへ、安全・快適に移動できる交通システムが必要です。
- 駅やバスターミナル<sup>♣</sup>には段差や階段が多いことから、高齢者や障がいのある人にとって利用しづらく、不便なところが見受けられます。
- ノンステップ型をはじめとする低床バス<sup>♣</sup>の導入なども進められていますが、十分ではありません。
- すべての人に配慮した乗り換えの案内表示などが、十分できていないといえます。

### 【取組みの方向】

- 誰もが安心して移動できるよう、バスなどの公共交通機関の利便性の向上を図るとともに、乗合タクシーなど、地域実情に即した多様な交通手段と多様な主体の協働により、地域交通システムを整備する必要があります。
- 旅客施設等の改善にあたっては、ユニバーサルデザインの考え方を導入し、利用者の声を十分に反映させ、誰もが利用しやすいものとなるように促します。
- 交通事業者などを対象に、ユニバーサルデザインの意識づくりに努めます。
- 誰もが見やすく分かりやすい乗換えの案内表示等の整備を促します。

### 【取組みの具体例】

- 交通渋滞やバス路線廃止等、事業者や地域だけでは解決できない交通問題に取り組むモデル的な事業の支援
- 鉄道駅、バスターミナル等旅客施設における、エレベーターやエスカレーター、多目的トイレ等の設置
- 公共交通事業者による低床バスの導入
- 障がいのある人や外国人等にもわかりやすい、標準化・統一化された乗換え案内表示等の整備

♣ は巻末参照。

- 高齢者や障がいのある人等、公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象とした「福祉有償運送」\* や、バス・タクシー等の交通機関が不足している過疎地において有償運送を提供する「過疎地有償運送」\* についての検討

## UD事例6

### 地域交通ステップアップ支援事業

本市においては、朝夕の交通渋滞をはじめ、公共交通の利用者の減少や、交通弱者の移動手段の確保等、様々な交通問題が生じています。そこで、市は地域住民や事業者が連携・協力して、交通問題の解決に取り組めるよう、「地域交通ステップアップ支援事業」を平成18年度に創設しました。この事業を通じ、マイカーから公共交通への転換、誰もが安全に安心して移動できる地域交通システムの確立を目指しています。



過疎・中山間等の公共交通空白地域において、新たな生活交通手段のニーズや可能性についての調査・研究を行っています。  
(写真は三和地区でのヒアリング風景)



トータルモビリティ研究会が提案し、社会実験に採択された「ナイトバス（深夜型お帰りバス）」。  
いわき駅前からいわきニュータウンなどを結ぶ路線において、平日の午後10時以降、3便運行しました。

## エ 公園・観光地

### 【現状と課題】

- 今日、市民の余暇やレクリエーションに関する関心が高まってきており、高齢者や障がいのある人、子ども等、誰もが快適に使用できる公園や、観光のできる環境整備が求められています。

\* は巻末参照。

- 観光地においては、接遇や案内表示等、ソフト面でも利用しやすい配慮が必要です。

### 【取組みの方向】

- 誰もが安全・安心に楽しめるような都市公園の整備や管理運営に努めます。
- 観光地において、人々の「もてなしの心」を醸成し、接客サービスの提供を促進します。

### 【取組みの具体例】

- 都市公園における、車いすやベビーカー、電動カート\* 等でも利用しやすいよう、幅が広く、傾斜が緩やかで、舗装材料に配慮した遊歩道の整備
- 視覚に障がいのある人が草木に触れたり、車いすの人が安全に水辺に近づくことができる、自然環境や動植物等に親しみやすい遊歩道等の整備
- わかりやすい案内表示や子どもが安全に利用できる遊具の設置
- 遊具で遊ぶ子どもたちの事故防止、安全の確保のため、遊具の総点検や安全対策工事の実施
- 観光地における、はじめて訪れる人や外国人にもわかりやすい案内表示・音声案内の整備
- 観光宿泊施設におけるユニバーサルデザイン化の取組みの促進
- 誰もが本市の文化や歴史に親しめるようにするための、観光ボランティア\* の育成

#### UD事例7

#### 温泉保養地ピクトグラム研究会

福島高専や知的障がい者施設等と連携して、ユニバーサルデザインを旅館に取り入れるための研究を行っています。コーヒーラウンジやエレベーター、トイレ等の案内に、文字を使わずイラストだけで表現する「ピクトグラム」を旅館に取り入れることなどを検討しています。

\* は巻末参照。



《参考》  
ピクトグラム例 (JIS 規格による案内用図記)



ユニバーサルデザインを取り入れた客室などについても研究しています。

UD事例8

まちなか案内人

NPO法人小名浜まちづくり市民会議の人たちが中心となって、観光物産センター「いわき・ら・ら・ミュウ」や水族館「アクアマリンふくしま」を訪れる市内外の観光客へ、本市の名所や宿泊所等の案内をボランティアで行っています。また、市民から寄贈された自転車を活用し、観光客や市民へ自転車の無料貸出しを行っています。



まちなか案内をするボランティアスタッフの皆さん



全国の観光客から寄せられたお礼の手紙

(3) ものづくり

ア 製品開発

♣ は巻末参照。

### 【現状と課題】

- 最近では、ユニバーサルデザインの考え方がもの（製品）づくりの分野に広がっていますが、地域産業におけるユニバーサルデザイン製品開発の取組みは、まだ十分ではありません。
- すべての市民の利便性の向上と、地域産業の振興を図るため、様々な特性を持つ利用者を想定した製品開発を推進するための施策を行う必要があります。

### 【取組みの方向】

- 急速に高齢化が進むなか、ユニバーサルデザインに配慮した製品市場の発展が見込まれることから、産学官のネットワークを構築し、事業者や大学等による、利用者の意向を反映した製品の開発を促進します。

### 【取組みの具体例】

- 産業支援機関である社団法人いわき産学官ネットワーク協会\* 等との連携による、ユニバーサルデザインに配慮した製品の研究・開発

#### UD事例9

#### 福島工業高等専門学校 機械工学科

これまでのパーツ作製などの実習から一歩進んで、モノづくりの企画段階から評価まで取り組むことにより、創造性豊かなモノづくりを実践しています。「市民に役立つ」モノづくりをコンセプトとし、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた自動ショッピングカートや誰でも重い荷物を運べる台車等の研究、開発を行っています。



■自動ショッピングカート  
すべての動作が手元で操作でき、高齢者、障がいのある人が楽に買い物できます。



■台車 QN-217  
250kg までの重い荷物を運べるように開発しました。

\* は巻末参照。

## UD事例 10

### いわき湯本温泉旅館協同組合青年部

福島県、(財)郡山地域テクノポリス機構が主催する「公募型ユニバーサルデザイン製品開発支援事業」に応募し、地元の金属加工会社、木材加工会社と協力して、健康な高齢者も体が不自由な高齢者も、さらには身体機能が不自由な人も妊娠中の女性や小さな子どもも安心・安全に入浴できるよう「くるっとちゃぼん」(回転木製台座式入浴補助いす)を開発しました。



■くるっとちゃぼん  
(回転木製台座式入浴補助いす)



専門アドバイザーや消費者モニタリングの意見を取り入れながら製作しました。

## イ 利用促進

### 【現状と課題】

- 市場全体で見るとユニバーサルデザインに配慮した製品の種類がまだ少ないことから、取り扱う小売業者も少なく、利用者のニーズに対応できていません。
- ユニバーサルデザイン製品が普及するためには、市民の関心や認知度が高まり、購入が促進されることが重要です。

♣ は巻末参照。

### 【取組みの方向】

- 利用者や小売業者の理解・関心を深め、利用促進を図るため、ユニバーサルデザインに配慮した製品の利点などの情報を提供します。

### 【取組みの具体例】

- ユニバーサルデザインに配慮した製品の企画、デザイン等についてのアイデアコンテストの実施
- 「“わくわく”いわき」\* や、「いわき産業祭」\* 等における、ユニバーサルデザイン製品や福祉機器等の展示・紹介
- 市総合保健福祉センターの福祉機器展示コーナーにおける、ユニバーサルデザイン製品等の展示
- 市自らのユニバーサルデザインに配慮した製品の率先利用

## (4) サービス・情報

### ア サービス

#### 【現状と課題】

- 一人ひとりの職員が常にユニバーサルデザインを意識し、利用者の特性や要望を十分に把握しながら、市民満足度の高い行政サービスを提供していくことが求められています。
- 行政サービスは、利用手続きが複雑で分かりにくく、窓口も分散していて不便であるなどの意見があります。

#### 【取組みの方向】

- 高齢者や障がいのある人、外国人、子ども連れの人等、誰もが適切なサービスを受けられるよう、多様できめ細かなサービスを提供します。
- サービスの利用窓口や、利用手続きを簡潔にわかりやすくし、ワンストップサービス\*\*の導入なども目指します。

---

※9 ワンストップサービス すべてのサービスを1ヶ所で簡単に受けることができるサービス形態。

\* は巻末参照。

### 【取組みの具体例】

- ユニバーサルデザインに配慮した行政サービスなどをまとめた「心のユニバーサルデザイン実践マニュアル」の作成
- ふくしま県市町村共同電子申請システム<sup>♣</sup>や公共施設予約案内システム<sup>♣</sup>の運営等、各種行政手続きの更なる利便性の向上
- 将来的なワンストップサービスの実現も念頭に置いた、利用しやすい行政サービスの提供

#### UD事例 11

#### いわき市役所の窓口案内

市役所本庁舎や総合保健福祉センター等に有人の案内所を設置して、市民の方を案内しています。特に、市役所本庁舎入口には案内係を設置し、初めて市役所を訪れ迷っている市民の方に積極的に声をかけたり、車イスで来られた方を目的の課まで誘導するなど、親切な対応を常に心がけています。

案内係



案内係が積極的に声をかけています。



市役所入口には、足の不自由な方などのため、車イスを常備し、貸出しも行っています。

♣ は巻末参照。

## イ 情報

### 【現状と課題】

- インターネットや携帯電話等の情報通信技術を利用できる人とできない人、また、利用できる地域と利用できない地域があり、いわゆるデジタルデバイド<sup>※10</sup>が発生しています。
- 高齢者や聴覚・視覚に障がいのある人に配慮した、分かりやすく利用しやすい情報の提供が求められています。

### 【取組みの方向】

- テレビやラジオ、インターネット等、様々な広報媒体を利用して情報を発信し、誰もがいつでもどこでも情報を得られる環境づくりを進めます。
- 高齢者や聴覚・視覚に障がいのある人に配慮した、分かりやすく利用しやすい情報を提供します。
- わかりにくい外国語や専門用語の使用をできるだけ避け、わかりやすい言葉による情報提供に努めます。

### 【具体的な取組例】

- 中山間地域等の地理的な情報通信格差の是正を図るための総合的な施策についての調査・検討
- 市民からの情報通信技術に関する質問やトラブル等の相談受け、及び生涯学習プラザを利用したレクチャーの実施
- 官民連携による、地域の事業者や団体、市民の必要とする情報を利用者の視点に立って総合的に提供する地域ポータルサイト<sup>※11</sup>の開設
- 障がいのある人を対象とした「IT講習会」の実施
- 一人暮らしの高齢者や、重度身体障がい者が安心して地域で生活できるよう、緊急通報装置の貸与など、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る仕組みの構築

---

※10 デジタルデバイド パソコンやインターネット等の情報通信技術による情報を閲覧したり、発信したりする手段を持つ人と持たない人との間に生じる、待遇や機会等の格差。

※11 地域ポータルサイト ポータルとは「門・入口」の意味。地域の観光情報やイベント情報等を総合的に取り扱うインターネット上のサイト。

- 「ホームページ作成に関する技術的ガイドライン」\*（平成15年1月、情報政策課）に基づく、誰にとっても分かりやすく見やすく、アクセスが容易で使いやすい市ホームページの作成
- アクセスの容易さや、使いやすさに更に配慮した市ホームページの再構築の検討
- 「広報いわき」における、音声テープ版、点字版の作成、配布
- 印刷物や郵便物等による情報提供における、文字の大きさや平易な語句、レイアウト、色彩への配慮のほか、ふりがなや音声、点字、外国語併記、及びそれらのガイドラインを示す「心のユニバーサルデザイン実践マニュアル」の策定

## UD事例12

### 障がい者向けIT講習会

市では、障がいのある人を対象に、IT講習会を実施しています。上肢又は全身性障がい者向けコース、聴覚言語障がい者向けコース、視覚障がい者向けコース、知的障がい者向けコースの4つからなり、それぞれ、基本操作から、文書作成、電子メールの送受信、インターネットの操作等の技能習得を目指しています。



上肢又は全身性障がい者向けコースの受講風景



聴覚言語障がい者向けコースの受講風景

\* は巻末参照。

## (5) 社会参加

### ア 地域

#### 【現状と課題】

- ユニバーサルデザインに彩られた地域づくりを進めるには、様々な人々の参加が必要ですが、参加者が必ずしも十分とはいえません。
- 超高齢社会の到来により、高齢者によるまちづくりへの参加などの生きがいがづくりを推進する必要があります。

#### 【取組みの方向】

- ボランティア活動によるまちづくりを促進するとともに、地域づくりリーダーや地域づくり実践者のネットワーク化を図ります。
- 積極的な地域づくり活動を行う場となるコミュニティビジネス<sup>※12</sup>などの促進を図ります。
- 老人クラブなどによる地域活動の支援など、高齢者が活動しやすい環境づくりを進めます。
- 市内に在住している学生や外国人が社会参加しやすいように、情報提供をはじめとした施策を展開します。

#### 【取組みの具体例】

- 様々な人々による地域づくりへの参加を促進するための、ボランティア講座の開催やボランティア活動ガイドブック<sup>♣</sup>の発行
- 地域づくりリーダーや地域づくりの実践者等による交流会、研修派遣事業、連携会議等による地域間ネットワークの促進
- インターネット等を利用した「いわき・まちづくり学生e-モニター制度」<sup>♣</sup>による、学生等の市政やまちづくりへの参加の促進
- コミュニティビジネス推進指針の策定とその推進
- 在住外国人の社会参加を支援するための、外国人に対する日本語の普及や国際交流情報誌の発行、外国語版ガイドマップの作成等

---

※12 コミュニティビジネス 地域の問題開発や質の向上等、市民の身近なニーズに対応するためのサービスを提供するビジネス。

♣ は巻末参照。

### UD事例13

## 勿来ひと・まち未来会議

勿来地区のネットワーク化を図り、まちづくりを主体的に行っていくために、平成13年に発足しました。ニュースレターの発行やフリーマーケット、なこそ夏まつり、勿来の関歌会等の活動を行っているほか、地元高校生との交流を図るなど、誰もが参加できるまちづくりを目指しています。



ワークショップにより、まちづくりを企画しています。



岩間海岸駐車場の清掃活動に取り組んでいます。

## イ 働く場

### 【現状と課題】

- 一人ひとりの状況や能力に応じて、多様な働き方を選択できる環境を整備する必要があります。
- 働く意欲のある高齢者や障がいのある人、女性の雇用・就業の機会拡大を促進する必要があります。

### 【取組みの方向】

- 多様な働き方や、誰もが働きやすい職場環境づくり等の普及を図ります。
- 高齢者が生きがいを持って充実した生活を送るとともに、経験や能力を活かして社会を支える役割を担うことができるように、高齢者が働くための環境整備を図ります。

- 男女共同参画社会の実現を目指して、子育て・介護など男女がともに家族の一員としての役割を果たすための環境をつくり、男女ともに能力を発揮できる就労環境づくりを推進します。

### 【取組みの具体例】

- 国・県との連携による、ワークシェアリング<sup>※13</sup>や短時間労働、在宅ワーカーやSOHO<sup>※14</sup>事業者等、多様な働き方や誰もが働きやすい職場環境づくりなどの先導的事例の紹介、普及
- 高齢者が生きがいをもって働き続けられる場を提供するシルバー人材センター<sup>♣</sup>への支援
- 事業者やNPOなどの民間団体等が障がい者雇用を行う際の助言
- 男女共同参画社会の実現を図るための、会議や基礎講座の開催、情報誌の発行等による意識の醸成

#### UD事例 14

#### 株式会社 クレハ環境

仕事と育児の両立支援に積極的に取り組み、また仕事と生活のバランスが取れる働きやすい職場環境づくりの取組みを進め、市内で初めて「福島県次世代育成支援企業」<sup>♣</sup>の認証を取得しました。



「子育て応援中小企業」の認証書



女性労働者の働きやすい環境づくりに取り組んでいます。

※13 ワークシェアリング 雇用の維持・創出を図ることを目的として労働時間の短縮を行うもの。雇用・賃金・労働時間の適切な分配を目指すものである。

※14 SOHO Small Office Home Office の略。情報通信技術を活用して事業活動を行っている個人事業者又は小規模事業者のこと。

♣ は巻末参照。

## UD事例15

### いわき障害者就業・生活支援センター

障がいのある人の仕事の面から日常生活まで、一体的に相談・支援を行っています。  
ハローワークや社会福祉施設、障害者職業センター等と連携しながら、企業との交渉を行い、就業を促進しています。

企業側においても在宅雇用を進めているところもあり、障がいのある方の働きやすい環境整備を進めています。



平田町にあるいわき障害者就業・生活支援センター



センターの支援を受け、生き生きと働いています。

## ウ イベント

### 【現状と課題】

- イベントを開催する際には、高齢者や障がいのある人、妊産婦、子どもを連れた人等、誰もが参加できるような配慮が求められます。

### 【取組みの方向】

- 誰もがイベントに参加できるように、移動手段、会場設営、運営面での配慮を行います。

### 【取組みの具体例】

- イベントの開催における、高齢者や障がいのある人、妊産婦、子どもを連れた人等に配慮したイベント会場までの移動手段の確保や仮設スロープ・託児室・休憩所の設置、車いすやベビーカーの貸し出し、介助・手話通訳等のボランティアの配置、わかりやすい表示等の配慮
- 市がイベントを後援する際における、主催者側へのユニバーサルデザインの配慮の要請

#### UD事例 16

#### UDの視点に立ったイベント企画・運営の手引き

福島県では、「思いやりをシステム化」をキーワードに、ユニバーサルデザインの考え方を、県政のあらゆる分野で推進することとしています。

県が各種イベントを主催するにあたって、このユニバーサルデザインの考え方に基づき、より多くの方に快適かつ安全、安心に参加していただけるような企画・運営をするための手引きを作成しました。



UD の視点に立ったイベント  
企画・運営の手引き（福島県）



講演会などには、要約筆記者を手配し、  
聴覚障がいのある方へも配慮しています。

## 2 推進体制等

本指針は、まちづくりや、ものづくり、サービス・情報の提供、社会参加等、広範な分野を対象としていることから、市はもちろんのこと、市民や、NPOなどの民間団体、事業者、大学、国・県等と連携し、市全体で総合的にユニバーサルデザインに関する施策を推進します。

また、市における推進にあたっては、福祉や都市計画、建築、交通、教育等、各部等が連携、協力しながら取組みを進めていく必要があることから、庁内の推進体制を整備するとともに、着実な推進を図るため、進行管理を行います。

### (1) 推進体制の整備

進行管理や情報交換等を行うための「ユニバーサルデザイン庁内推進会議（仮称）」を設置し、市の各種施策・事業に、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れていきます。

### (2) 進行管理

「行政評価」\* 等を活用し、毎年度、各分野の取組状況の点検・評価を行い、継続的な改善・見直しを図ります。

## 3 重点的に取り組む事業

「新・いわき市総合計画基本計画」の計画期間である平成22年度まで、次の事業を重点的に取り組みます。

### 重点事業 「ユニバーサルデザインひとづくり推進事業」

市民や児童・生徒、事業者、NPOなどの民間団体等への普及啓発、及び人材養成を推進します。

#### ○ 教育副読本の作成

小学校高学年向けの副読本を作成し、子どものうちからユニバーサルデザインの理解を深めます。

#### ○ アイデアコンテストの実施

「まち」、「もの」、「こころ」の各分野におけるアイデアを市民から募集し、優秀なアイデアを表彰します。

#### ○ 「心のユニバーサルデザイン実践マニュアル」の作成

高齢者や障がいのある人への対応、視覚障がいのある人等へ配慮した印刷物の作成など、職員が日常業務からユニバーサルデザインの考え方を取

\* は巻末参照。

り入れるためのマニュアルを作成します。

○ **推進セミナーの開催**

NPOなどの民間団体と協働して、市民（職員も含む）を対象とした意識啓発セミナーを開催します。

○ **啓発パンフレットの作成**

イラスト等を用いながら、分かりやすいユニバーサルデザインのパンフレットを作成します。

#### 4 市民、NPOなどの民間団体、事業者への期待

##### (1) 市民への期待

市民の皆さんには、まずは、できるところから、身近なところから、主体的に活動を始めことを期待します。

市民の皆さんがユニバーサルデザインの考え方を理解し、「思いやり」をもって行動することが、もっとも基本的で重要なことです。例えば、困っている人に積極的に手を差し伸べたり、障がいのある人のための駐車場などに自動車を停めないことなどを、当たり前のこととして、自然に行うようになることを期待します。

また、ユニバーサルデザインの推進を目的とするNPOなどの民間団体の活動に積極的に参加したり、ユニバーサルデザイン製品を積極的に購入するなど、市民一人ひとりが自分の問題として、ユニバーサルデザイン推進のための活動を行い、活動の輪が広がることを期待します。

##### (2) NPOなどの民間団体への期待

NPOなどの民間団体には、ユニバーサルデザインの考え方の普及啓発や活動のネットワーク化、市や事業者に対する具体的な提案等の活動を期待します。

また、この指針の趣旨や内容を御理解いただき、市や事業者の取組みに協力していただくことや、自主的な取組みを推進されることを期待します。

##### (3) 事業者への期待

事業者には、利用者の視点に立った、ユニバーサルデザインの考え方に基づく施設整備や製品開発、サービスの提供等に積極的に取り組んでいただくとともに、誰もが就労することのできる職場環境づくりを進めることについても期待します。

## 用語解説

### 【あ行】

いわき駅周辺地区交通バリアフリー基本構想(P3、P5)

交通バリアフリー法に基づき、JRいわき駅周辺地区の重点的かつ一体的なバリアフリー化を促進するため、重点整備地区や特定経路等の設定等、具体的な施策の方針を定めたもの。平成15年9月策定。

いわき駅周辺地区交通バリアフリー特定事業計画(P5、P32)

いわき駅周辺地区交通バリアフリー基本構想に基づき、道路管理者、公安委員会、交通事業者等が連携し、いわき駅周辺地区における移動円滑化を重点的かつ一体的に推進するための事業計画。平成18年3月策定。

いわき産業祭(P39)

いわきの産業を広く紹介・宣伝することにより、地場産業及び製品に対する理解を深め、その振興発展と市民生活の向上を目的に開催するイベント。

いわき市福祉のまちづくり整備指針(P3、P5、P22、P29)

多くの市民が利用する建築物や道路、公園、公共交通機関等について、高齢者や障がいのある人等、すべての市民が安全で快適に利用できるよう、その整備に際しての基本的な考え方と技術的基準を明らかにしたもの。平成7年策定。

いわき市ユニバーサルデザイン推進指針策定ワーキンググループ(P4)

本指針の素案を作成するため、学識経験者1名、市民委員3名、公募による市職員5名で構成されたワーキンググループ。検討会議や市内事例調査、先進地調査等を実施。

いわき・まちづくり学生e-モニター制度(P43)

市政やまちづくりへの参加の促進を目的に、市内在住の大学生等がインターネット等を利用して行うモニター制度。

NPO(P3、P6、P27、P45、P48、P49)

Non-Profit Organization(民間非営利組織)の略。営利を目的とせず、公共的な活動を行う民間の組織・団体の総称。

## 【か行】

### 過疎地有償運送(P34)

バスやタクシー等の公共交通機関だけでは、十分な輸送サービスが確保できない場合、一定の要件を満たしたNPO法人等が運送主体となり、事前に会員登録した住民等から、タクシーの半額程度の対価を収受して運行する形態。

### 環境負荷(P21)

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。

### 観光ボランティア(P35)

観光客に対して、豊かな自然や歴史的建造物等の案内等を自発的に行う人。

### 行政評価(P49)

市の行政活動の成果を、客観的な指標を用いて検証、評価したもの。その結果を市民に公表し意見を募集するとともに、外部評価を行うことにより、よりよい施策の立案につなげ、政策目的と施策・事業との連動の徹底を図っていく。本市では平成15年度から本格実施。

### 公共施設予約案内システム(P40)

インターネットに接続可能な自宅のパソコンや携帯電話等から市内公共施設の空き状況確認や予約申込み等ができるシステム。

### 交通バリアフリー法(P4)

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年11月施行）の通称。高齢者や身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性、安全性の向上を促進するため、バリアフリー化を法制度化したもの。

### 顧客満足度(P22)

商品やサービスを受けた消費者(顧客)が、買ってよかったと思う満足度。

## 【さ行】

### 市役所出前講座(P27)

市役所が関わっている仕事を学習メニューとして用意し、市職員が講師として地域に出前をする講座。

### 社団法人いわき産学官ネットワーク協会(P37)

いわき地域内外の産学官の人材、技術、資金、情報の結節交流拠点として、そのネットワークを活用して、地域産業界の多様なニーズに一元的・総合的に対応することで、企業の経営革新、新産業・新事業の創出、雇用の創出を図り、いわき地域の活性化に貢献することを目的として、平成 18 年 5 月に設立された団体。

### シルバー人材センター(P45)

高齢者の豊かな経験と能力を活かし、就業を通して自らの生きがいの充実や福祉の増進を促進し、活力ある地域社会づくりに貢献することを目的として設立された社団法人。

### 新・いわき市総合計画基本構想「ふるさと・いわき 21 プラン」(P2)

地方自治法第 2 条第 4 項の規定に基づき、望ましい本市の姿とこれを実現するための施策の基本方向などを定めたもの。平成 12 年策定。(期間は平成 13 年度から平成 32 年度までの 20 年間。)

### 新・いわき市総合計画基本計画(P3、P5、P48)

基本構想を実現するための基本的な施策を総合的・体系的に定めたもの。平成 12 年策定。(期間は平成 13 年度から平成 22 年度までの 10 年間。)なお、本市を取り巻く様々な環境変化や、市民ニーズの動向に的確かつ速やかに対応し、各種施策の柔軟で機動的な推進を図るため、点検・見直しを行い、平成 17 年 11 月に改訂基本計画を策定。

### 新長期総合計画「うつくしま 21」(P4、P5)

県全体として「美しいふくしま」を支える新しい社会システムの構築を進めるために福島県が策定した計画。平成 12 年策定。(期間は平成 13 年度から平成 22 年度までの 10 年間。)

### 総合的な学習の時間(P27)

各学校が地域や学校の実態等に応じて、創意工夫を生かした横断的・総合的な学習を行う時間。

## 【た行】

多目的トイレ(P15、P33)

可動式の手すりやカーテン、成人用オムツ交換台、オストメイト（人口肛門や人口膀胱増設者）用洗浄台等がついた、様々な人が利用できるように工夫されたトイレ。

庁内策定検討委員会(P4)

本指針の検討を行うため、各部等の統括主幹により構成された組織。

低床バス(P33)

誰もが楽に乗り降りできるように、バスの出入り口の床を低くしたバス。

低床バスには2種類あり、床を低くして乗降口の階段を1段（通常は2～3段）にし、床の高さが地上から55～60cm程度のを「ワンステップバス」、乗降口の階段をなくし、床の高さが地上から30～35cm程度のを「ノンステップバス」という。

点字誘導ブロック(P32)

視覚障がいのある人の歩行における安全と利便の確保を目的として、歩道、駅舎、建築物内、その他の床材に敷設された点状突起を持つブロック。

電動カート(P35)

免許不要で最高時速6km以下（大人の早歩き程度）で、走行できる電動自動車。電動カート使用者として、足腰の弱い人や障がいのある人、自宅の回りに坂が多く自転車や自動車に乗れない人等があげられる。

## 【は行】

バスターミナル(P33)

停留所を系統ごとなどに複数設置し、多くの系統の起終点や経由地となっているバス停。

発達障がい(P18)

乳幼児期から幼児期にかけて現れることの多い、心身の障がいを包括する概念。

代表的なものとして、広汎性発達障がい（自閉症）や高機能広汎性発達障がい（アスペルガー症候群・高機能自閉症）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、学習障がい（LD）等がある。

#### ハートビル法(P4、P5、P29)

平成6年に制定された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の通称。(平成15年4月に改正法施行。)安心して気持ちよく利用できる建築物(ハートビル)の建築を促進することにより、誰もが快適に暮らせる生活環境づくりに役立てることを目的としている。

#### バリアフリー(P12～P15)

障がいのある人が社会生活をするうえでの障壁(バリア)を除去していこうとするもの。もともとは建築用語として使われ始めたため、建築物の段差の解消など物理的障壁除去の意味合いが強いが、現在では、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という広い意味で用いられている。

#### バリアフリー新法(P4、P5、P29)

平成18年6月に制定された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称。高齢者や障害者が移動しやすいまちづくりを進めるため、駅等を対象とする交通バリアフリー法と、建物を対象とするハートビル法を統合して拡充させている。

#### 福島県次世代育成支援企業(P45)

仕事と育児の両立支援に積極的に取り組む中小企業や、仕事と生活のバランスが取れる働きやすい職場環境づくりに向けて、総合的な取り組みを行っている企業を県が認証する制度。

#### ふくしま縣市町村共同電子申請システム(P40)

電子申請とは、インターネットに接続されているパソコンを使って自宅等から行政機関に申請や届出を行えるサービスのこと。福島県と県内の市町村は、「ふくしま縣市町村共同電子申請システム」を利用して、電子申請の行政サービスを提供している。

#### 福島県人にやさしいまちづくり条例(P5、P22、P29)

高齢者や障害のある人等に配慮したやさしいまちづくりをより一層進めるため平成7年に制定された福島県の条例。人にやさしいまちづくりの基本理念や県、事業者及び県民の責務を明らかにし、必要な施策の推進を図ることとしている。

#### ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針(P4、P5)

すべての人にとって安全・安心で利用しやすい公共施設等の整備を進めるため、福島県が技術的基準等を定めた指針。平成17年策定。

ふくしまユニバーサルデザイン推進指針(P4、P5)

ユニバーサルデザインを推進していくための行動指針として、福島県が平成 14 年に策定。平成 16 年にはその改訂を行っている。

ふくしまユニバーサルデザイン推進プラン(P4、P5)

ユニバーサルデザインを計画的・体系的に進めるため、福島県が毎年度定める分野別行動計画。

福祉有償運送(P34)

NPO法人や市社会福祉協議会、その他非営利法人等が、会員登録などをした高齢者や障害のある人等、公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院や通所、レジャー等を目的に有償で行う車両による移送サービス。

ホームページ作成に関する技術的ガイドライン(P42)

市のホームページに全体として統一性を持たせ、誰もが利用しやすくユニバーサルデザインの考え方に配慮したホームページを作成するため、平成 14 年度に策定したもの。

ボランティア活動ガイドブック(P43)

市民がボランティア活動に参加するきっかけづくりや、ボランティア活動団体間のネットワークづくりに役立つよう、市が発行しているガイドブック。

## 【や行】

ユニバーサルデザイン政策大綱(P4、P5)

「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づいた社会環境を実現するための基本理念と施策を国土交通省が策定したもの。平成 17 年に発表。大綱ではソフト面も含めた総合的なユニバーサルデザインを推進することとしている。

## 【わ行】

“わくわく”いわき(P39)

いわき市民としての一体感の醸成や郷土愛を育むことを目的に、健康まつりや都市緑化まつり、フリーマーケット、市民オンステージ等の事業のほか、各種行政PRも同時に開催している市内最大のイベント。

「いわき市ユニバーサルデザイン推進指針」策定フロー

「いわき市ユニバーサルデザイン推進指針」策定ワーキンググループ

【検討経過】

平成18年5月25日  
ワーキンググループの設置  
第1回ワーキンググループ会議

平成18年6月6日～平成18年6月16日  
市職員アンケート調査

平成18年6月28日  
第2回ワーキンググループ会議  
ユニバーサルデザインものづくり・地域づくりセミナー参加

平成18年7月5日～平成18年7月24日  
市内ユニバーサルデザイン事例調査（4班、16か所）

平成18年8月8日～平成18年8月9日  
市外先進事例調査  
（第1班・・・静岡県庁、東陶機器(株)UD研究所  
第2班・・・浜松市役所、(株)イトーキ Ud&Eco 研究所）

平成18年8月29日  
第3回ワーキンググループ会議

平成18年9月27日  
第4回ワーキンググループ会議

平成18年10月24日  
第5回ワーキンググループ会議

事務局  
いわき未来づくりセンター

指針素案の提出

「いわき市ユニバーサルデザイン推進指針」策定検討委員会

【検討経過】

平成18年11月16日  
第1回策定検討委員会

平成19年1月10日～平成19年1月26日  
市民意見の募集（パブリックコメント）

平成19年2月16日  
第2回策定検討委員会の開催

事務局  
企画調整課

平成19年2月21日

「いわき市ユニバーサルデザイン推進指針」の策定

いわき市ユニバーサルデザイン推進指針  
策定ワーキンググループ委員名簿

区 分	氏 名	現 職
学識経験者	さいとう みつひろ 齊藤 充弘	福島工業高等専門学校建設環境工学科 講師
市 民	ふくとみ だいすけ 福富 大祐	有限会社ノア・アーキテクツ 代表取締役
市 民	たちばな 橘 あすか	いわきUDフォーラム 副代表
市 民	やはぎ き み え 矢萩 来未枝	いわきNPOセンター 理事
市職員	すずき まさと 鈴木 正人	企画調整部企画調整課 主査
市職員	しのやま よういち 篠山 陽一	保健福祉部保健福祉課 事務主任
市職員	にしやま あつし 西山 敦	商工観光部商工労政課 主査
市職員	さとう とも のぶ 佐藤 友宣	土木部営繕課 技術主任
市職員	あいかわ かつみ 愛川 克己	水道局勿来営業所 技査

## いわき市ユニバーサルデザイン推進指針

平成 19 年 2 月

### いわき市 企画調整部 企画調整課

〒970-8686 福島県いわき市平字梅本 21 番地

電話 0246-22-7410 FAX0246-24-4300

E-mail : kikakuchosei@city.iwaki.fukushima.jp

ホームページ : <http://city.iwaki.fukushima.jp>

---

委託機関：いわき市未来づくりセンター

福島県いわき市平字梅本 21 番地（いわき市役所内）

電話 0246-22-7408 FAX0246-22-7593

E-mail : iwakimiraizukuri-c@city.iwaki.fukushima.jp

ホームページ : <http://www.iwakimc.com/>